

議事概要

会議の名称	第5回（仮称）三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会
開催の日時	令和2年11月24日（火）10時30分～12時00分
開催の場所	まちづくり協働センター多目的ホール（分3）
出席した附属機関等の委員の名前	勝木洋子座長、石元清英副座長、玉木幸則委員、楊梓委員、神原文子委員、福島健太委員、大東真弓委員、入江貢委員
出席した庶務職員の職及び名前	（事務局） 入江福祉共生部長、岸本共生社会推進室長、中田人権推進課長、今中人権推進課係長、和田人権教育推進員、西尾行政管理室長、印藤市民協働室長、外岡学校教育部次長、谷口まちづくり協働センター所長、鶴障害福祉課長、山本学校教育課長
傍聴者の人数	5人
議題等	条例の前文に盛り込む内容について他
会議の概要（結論等）	議事概要参照
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	別紙のとおり
連絡先	福祉共生部共生社会推進室人権推進課 電話 079（559）5148 FAX079（562）1294

## 事務局

定刻が参りましたので、第5回「（仮称）三田市人と人との共生条例の策定に関する懇話会」を開会いたします。私は、本日、司会を務めさせていただきます 福祉共生部 共生社会推進室 室長の岸本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。委員の皆様には、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

次に、本日の会議への欠席報告でございますが、吉田委員から欠席連絡を受けております。

傍聴につきましては、「三田市附属機関等の会議の傍聴要綱」に基づき、5名の皆様が来られておりますことをご報告いたします。

本日の懇話会は、概ね12時00分を目途に終了したいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、これからの議事の進行については、座長の勝木委員にお願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 座長

新型コロナの感染がなかなか収まらない中、委員の皆様におかれましては、どきどきしながら出席くださっていると思う。あまり大声を出さずに、たくさんの意見をいただきたい。

それでは、次第に沿いまして議事を進めるが、本日は議題がたくさんあるので、進行の目安を先にお伝えする。まず、（1）条例の前文が15分、（2）体系イメージが15分、（3）条例の骨子が35分、（4）条例の名称が15分、（5）意見聴取会が5分おおよそこのような時間配分で進めたいと思う。それでは、「2議事」の（1）条例の前文に盛り込む内容について、事務局、説明をお願いします。

## 事務局

【資料1】【資料5】「条例の前文に盛り込む内容」について資料読み上げ

## 座長

お気づきの点について、ご発言お願いします。

## 委員

気になるのは、資料1の現在の課題のところ、「誰もが普通であることに同調する」、「異端視することが問題だ」という指摘については、確かにそうだが、意識調査から見えてきたことは、排除することは問題なのだけれども、同じ社会の中で優位・劣位の関係、強者・弱者があって、それを対等な関係を作っていくような取り組みをするということが非常に大事なのではないか。そのことが前文であったり、骨子の中で語られてこない。だから、多様性だけではなく、すべての人の人権尊重、あらゆる差別をなくしていく・許さない。という強いメッセージが必要だと思う。それから、これは後のことと関連するが、この中では、「お互いの人権を尊重しましょう」とか「一人一人の人権が尊重される

ことが大事です」などの文言が結構出てくるが、主語は一体誰なのか。だから、一番最初に、市は、「あらゆる人の人権を尊重します」「あらゆる差別を許しません」という市としての姿勢を前面に打ち出されてはどうか。その上で、市としての姿勢の基で、市民がすべての人がお互いを尊重し合う、誰もが安心して暮らせる共生社会を目指す。という立ち位置が大事なのではないか。

#### 座長

主語、強者・弱者、優位・劣位の点について意見をいただいたが、「パワーバランス」という言葉に置き換えると概念が小さすぎるか。

#### 委員

「パワーバランス」がどこまで対応できるものなのか、判断つきかねる。多様性であれば、女性差別の問題でいうと、社会の半分は女性なわけだから、異端視とか多様性という言葉ではカバーできないように思う。また、子どもの人権軽視の問題も異端視とか同調とかいう言葉ではカバーできなくて、社会の中で劣位に置かれている人たちを重点的に尊重するという、これが「パワーバランス」ということで良いのかどうかということだ。

#### 座長

狭い見方をしていたので、「パワーバランス」という言葉を出してしまったのだが、DVだとそういうことが言えるかもしれない。確かに、社会の中の弱者、つまり「女性」「子ども」ととらえると「パワーバランス」ではない。

#### 委員

共生社会という簡単な言葉ではなくて、「共に支え合い」「共に生きていく社会を創っていかねければならない」はとても丁寧な表現でありがたいと思う。一方で、先ほどの発言にもあったように、現在の課題の中で、「普通であること」という表現が、恣意的に感じる。つまり、「普通」は、存在しないのに、あたかも多数派に近づいていくことが普通であるかのような印象がある。せっかく「多様性を認め合う」という表現があるし、違いを認め合うことが大切であって、「違いを認め合っていない現状がある」と具体的に表現する方が良いと思う。それが、目指す社会像の中で「尊重」という言葉が使われている。私にとって、「尊重」という言葉は、冷たいものだと感じている。「尊重していますよ」とか「わかっていますよ」だけにならないように、「人権の尊重をした上で、お互いの人権を守り合う」とした方が、より具体的な目指す社会像に近づくように感じる。

#### 座長

「人権の尊重をした上で、お互いの人権を守り合う」とより具体的な表現とするとの意見

### 委員

現代の課題についてだが、「様々な差別の解消に取り組んできた」あたりでは、「様々な差別が解消されてきた」印象を受ける。部落差別や障害者差別は、まだ解消されていないので、「その取り組みははまだ、すべての差別を解消するにはいたっていない」を入れてはどうか。

### 座長

解決していない人権課題もあるのだから、「従前の取り組みは引き続き粘り強く続けていく」表現が必要とのご意見。

前文では、「三田市は…」からの導入となっている。世界や日本のトレンドに触れる方が良いと思うがいかがか。

### 委員

賛成だ。今、世界がどうなっているか気になっている。SDGs(持続可能な開発目標)も関係すると感じている。世界はどうか、日本はどうか、兵庫県はどうか、と触れて欲しい。その方が全体像が見えると思う。この条例は、今後、三田市が目指す社会像の中で、市民に希望を与えていくものとなった方が良いと思う。

### 委員

国際社会の人権の状況を踏まえることは大事だと思う。国際社会の人権の状況と日本とを比べるといかに日本が遅れているかが浮き彫りになってくる。GGI(ジェンダーギャップインデックス=各国の男女格差を示す指数)数値からみても日本はかなり遅れていて、日本政府や県の右に倣うと前に進まない。三田市は国際基準を目指すくらいの姿勢を打ち出してもらいたい。

### 座長

GGIでは、日本は、153カ国中121位(ジェンダーギャップ指数2020)。で毎年日本は後退している現状がある中で、それを普通だととらえずに、世界基準を理想に掲げるとのご意見

### 委員

現在の課題の中で、「普通でない」とみなされる」のは「普通でないといけない」との解釈となってしまうので、普通にみならず・みなされないの表現は削除した方が良い。

### 副座長

少数者や弱者の声が反映されないことが問題なのではないか。少数者や弱者の声を聞くことが大事なわけだから、「少数者や弱者の声が反映される社会」を入れてはどうか。それと、先ほども発言のあった意見だが、「お互いが対等で尊重し合える」対等というキーワードを入れてはどうか。盛り込みすぎると、力点を置きたいところが薄まる気もするが、国際情勢から書き出すとの話になって

いるので、前文が多少長くなったとしても、目指す社会を明確に表現するため必ずしも1枚に収めきる必要はないと思う。

**座長**

他にあるか。ないようなので、次の条例の体系のイメージについて、事務局から説明をお願いします。

**事務局**

【資料4】体系イメージ(案)読み上げ

**座長**

ご意見はどうか

**委員**

まず、一つ目。目標像の順番については入れ替えてはどうか。「①三田市は、すべての人の人権を尊重する ②あらゆる差別を許さない ③多様性を尊重する。そういう三田市においては、④共に支え合い・共に生きる ⑤誰もが自分らしく生きていくことができる」とする方が流れができる。二つ目は、括弧囲み右側の推進体制に関して、市民意識調査を踏まえると、人権の中身とか市の取り組みに関して「広報の充実」やすべての住民に情報の周知がなされるような周知の方法を行う必要がある。個別の支援体制では、支援者の専門性やスキルアップなど人材が重要になってくる。三つ目は、非常時の対応。今回のコロナ禍の中で、誰が困難な状況に陥ったのか。それは、男性よりも女性、一人親世帯、障害のある方、単身者、幼児を抱えている世帯、外国籍の人だと思う。資料には、弱者・少数者にも配慮した対応と書かれているが、特に災害時や緊急時は、弱者や少数者を優先的・重点的に配慮した対応が必要となるのではないか。この資料をみると、弱者・少数者をついでに配慮するよう見える。最後四つ目。相談では、専門の相談ではなく複合的な相談体制が必要。たとえば、外国籍でDVを受けた女性、被差別部落の一人親世帯、外国籍で障害のある方とか、縦割りでは相談しきれないような状況もあるかもしれないので、専門の相談体制に加えて、複合的な相談体制が必要となってくる。

**座長**

教育・啓発のところでは、広報の充実、個別施策の推進のところでは、支援者の専門性をどう確保していくか、非常時については、弱者や少数者への優先的・重点的配慮、相談体制のところでは、専門分野の相談に加えた複合的な問題に対応できる相談体制が必要とのご意見

**副座長**

先ほどの委員の発言である目標像の順番は大事だと思う。三田市を主語にして、「あらゆる差別

を許さない」は、三田市の基本的な姿勢を明確にすることは大事だと思う。「三田市は多様性を尊重する」とか、「三田市は人権を尊重する」だけでは弱い気がする。それよりも、「三田市は多様性が尊重される社会を創る」「三田市は互いの人権が尊重される環境や社会を創る」の方が良い。

#### **座長**

目標像のところを、文章が長くなったとしても、もう少し丁寧に表現していく方が良いのではないかとのご意見

#### **委員**

個別施策の推進では、社会的弱者や少数者への支援の視点をもってあらゆる施策を推進する。これが、インクルーシブなサービスの視点であるということと、さらに個別性の高いものについては、生きづらさを感じている人に対する視点をさらにもって施策を講じる。中身としての個別性と普遍的なインクルーシブサービスの視点とを整理して書いた方がわかりやすい。教育と啓発では、「市民・事業者」は主語としては書きやすい。その一方、行政職員・教職員が具体的な内容が理解できない、展開しにくい状況があるので、行政職員・教職員に対する教育や啓発に重きを置いて進めることで、市民や事業者だけが頑張ってもらっても順番を大切にしていけないと、市民・事業者としても機能しないのではないかと。相談体制の充実では、ワンストップで受け止めるというのは、大きなテーマとして上がっていた項目だったと思う。明確に記載する方が良い。

#### **座長**

個別施策の推進では、インクルーシブという言葉を使ってはどうかという点、行政職員・教職員の具体的な理解を進めるとのご意見であったが、行政職員・教職員の具体的な理解を進める点に関しては、条例そのものへの書き込みというよりは、方針や個別計画に盛り込む内容かと思って聞いていたが。

#### **委員**

障害者差別解消法では、法律に書き込まずに基本指針とかにちよこつと書いてあるだけなので、その結果、あいまいになってしまっている。きちんとできていれば、書き込む必要はないと思っているができていないと思う。また、責任の所在をはっきりさせる上でも、条文の中に書き込んだ方が良いのではないだろうか。

#### **座長**

他にないか。ないようなので、次に進む。

#### **事務局**

【資料5】条例の骨子(素案)について読み上げ

**座長**

骨子の素案について、説明をいただいた。ご意見はどうか。

**委員**

7頁、備考のところでは、同調圧力の指摘そのことも必要だが、これに加えてコロナ禍で弱者の生きづらさが深刻化した。しかも半ば放置された。支援体制が限定的、一時的、スピードが遅かったと受け止めている。弱者に対する社会的排除が深刻化した。

8頁、基本理念では「三田市は、市民が互いに尊重し合えるような環境・社会を創る」あるいは「差別を許さない」を明示した方が良い。

9頁、教育・啓発の推進では、情報の発信が重要。あらゆる機会を通じて人権についての考え方の周知を図る。

10頁、相談体制の充実では、その存在の中身が市民に知られていない。どこに相談すれば良いかわからない。相談しっぱなしになるし、相談機関でどこまで相談に応じてくれるかわからない。市、県、その他様々な相談機関についての周知を図る。

**座長**

相談体制のネットワークも大事だ。同調圧力のところでは、三田市がどこまでできるか。

**委員**

国、県、市として、緊急時や災害時にできる可能性や限界がある。コロナ禍で市としてできる支援としてどういう人たちに配慮するかを明確にしていきたい。また、コロナ禍で、いくつかのデータから人々の収入の減少が明らかになってきている。所得の低下により貧困化しており、弱者ほど貧困化しやすいので、これらを考慮した支援体制を市として充実すること。

**座長**

具体的に市はどう支援できるか

**委員**

たとえば、他市では、子育て世帯や一人親世帯に対し、緊急の給付金の上乗せをしている。市は、どこまでできるかということもあるけれども、市は、どういう人に目を配っているのかが問われる。市は、生きづらい状況におかれている人や生きづらさが深刻化している人々を放置しませんとか、優先的に支援しますとか、市の主体性を書いていただきたい。

**座長**

三田市が姿勢をどこまで問うのかのご意見

**委員**

推進体制の充実で、順次施策が遂行されてくるとは思うが随時その施策の遂行をモニタリングする文言が必要だ。そうしないと、条例が作りっぱなしになってしまう。

**座長**

進捗状況を毎年確認するということが

**委員**

そうだ。

**座長**

他にどうか。

**副座長**

全体をとおして読むと、「支え合い」や「助け合い」が多い。共助を強調するかのように感じる。特に最初の目的のところでは、「この条例は人と人が共に支え合い、生きていく共生社会」こう書くと、共生社会というものが、「共に支え合い生きていく」ことだけを強調してしまう。4のところで、「共生社会」とは共に支え合い共に生きていくとあるけれども、「互いに尊重し」、「互いに認め合い」もあるので、2目的では、「お互い対等で、尊重し合い、理解し合い」とする方が良い。ましてや、支え合う力が出ない人もいるわけですから、全体のバランスをとった方が良い。それと、「市民及び事業者」が散見される。9頁「市民及び事業者がまちづくりの主人公として～」とある。「市民が事業者と連携を図りながら」と言っても、市民には、どのような事業者とどんな連携を図るのか、イメージできないと思う。近隣の人たちとは理解し合って、連携が図れると思う。また、事業者がもっている課題は別だと思うので、「市民及び事業者」と一括りにせずに、それぞれに書き分ける方がわかりやすいと思う。事業者の義務・責任は市民の責任とは違ってくる。それと、10頁、備考のところ、「加害者等に対する理解啓発を促進する」とあるが、理解をこういうふうに使っていると誤解を生じる。加害者を理解することではないと思うので、加害者が自分が行ったことをどういう意味であったのかをきちっと理解できるようにとの意味であるのだろうけれども、言葉が足りない。

**座長**

他にどうか

**委員**

目標像に掲げられている表現がスローガンのようだ。目的等を取り込むかたちでわかりやすく表現して欲しい。また、「あらゆる差別を許さない」では、差別の定義が欲しい。相談支援体制の充実では、罰則規定は設けないと協議してきたが、一方で、解決するために、相談窓口が点在している



と解決できないわけだから、一定の協議の場やあっせん調整の場がなくていいのかなと感じた。

**座長**

基本理念等は、スローガンとならないよう、具体的に書いた方が良い。差別の定義。条例の解説書の方でも良いのか

**委員**

差別の定義は、条例の根幹にかかわる言葉なので、条例の本文に書いてもらいたい。

**座長**

一步踏み込んで、条例の本文で記載する方が条例が生きてくるのご意見。それと、解決のための様々な方法を盛り込むべきのご意見

**委員**

全体をとおして市の覚悟が表れる方がいい。市民及び事業者とあるが、いったい行政はどうするのか。自助・公助・共助という言葉もあるが、共助を求めるのは時代遅れのような気がする。行政がもっと踏み込む必要があるのでは。市は主体的に人権を尊重し、差別を許さないまちを創る。だから、一緒にまちづくりを進めようというのが前提にあった方がよい。以前の会議で、相談体制の充実では、加害者に対しては、更正プログラムを科すとの意見があったと思うので、理解・啓発という表現では弱い。

**座長**

市の覚悟を書いた方がよいのではのご意見。

**委員**

個別の内容がそれぞれあり、縦割り感が否めない。教育も啓発も相談体制もそれぞれの個別施策の推進が別々にされているのではなく、システムティックに連携・連動し、情報の共有化が図れることが必要。条例ができた後、具体化していく上では大事なことだと思う。

**座長**

ワンストップで受け止める。そして、その後の解決策もそれぞれの課に投げるのではなく、包括的に取り組むのご意見

**委員**

全庁的な情報共有の体制づくりを念頭におきながら、条例を動かしていくことが重要

**座長**

他にどうか

**委員**

共生社会の定義を読んでも理解しにくい。私は、共生社会を説明する時には、4象限で説明する。受け入れる、受け入れない、変化しない、変化する。また同様に、排除する、住み分け、同化する、共生など。4象限で話をすると共生社会とは、同化することなのか、共生なのかがわかりやすくなる。たとえば、在日コリアンの場合、日本に住んでいて外見上は日本人となんら違いはわからないのだけれど、帰化した場合をとってみると、同化であって共生ではない。共に変化しない、日本社会も変化しないのが、共生であると思う。もう一つは、あらゆる人たちの人権を確保するためには、合理的配慮が必要かと思う。当事者ができることはもちろん当事者でやってもらうが、できないことは当然、市が行う。阪神淡路大震災の時に言われたのは、自助は7割、共助2割、公助は1割ということ。なぜかという、行政そのものがダメージを受けているし、現場に急行できない。そのために行政は事前に体制を作ることが大事だということ。

**座長**

共生社会の意義、自助を前にだすのなら、自助ができるようその前に、行政が公助する必要があるだろうとのご意見

**委員**

他にないか。ないようなので、次に移る。事務局説明をお願いします。

**事務局**

【資料2】「条例の名称案」について読み上げ

**座長**

資料2から、選んでくださいではなく、適切な名称があれば、意見をくださいとのこと。今日決める必要があるのか。

**事務局**

ご意見をいただき、庁内でも検討して、第6回懇話会に報告できればと思っている。

**座長**

適切な名称やキーワード等があれば、ご発言いただきたい。

**委員**

G がいいと思うが、「人権を尊重し」「差別を許さない」は入れて欲しい。人権を尊重し差別を許さない三田市基本条例はどうか。

**座長**

他にどうか

**委員**

「人権」は入れて欲しい。市民が見た時に何の条例かがわかりやすい。「共生」もわかりにくい。「差別を許さない」もわかりやすいので入れて欲しい。

**委員**

すてきな希望を与える名称が良い。「共生」というワードは難しい。

**委員**

「基本条例」の基本はやめた方がいい。基本っていったい何なのかとなってしまう。G がいい。

**委員**

G,H 共通だが、みんなが共に生きやすくは、日本語がおかしい。「誰もが生きやすい」にするとか。言葉がすっとはいつてくる文言にするのも一つだ。

**座長**

次にうつる。事務局説明をお願いします。

**事務局**

【資料3】「関係団体等意見聴取会の実施」読み上げ。

**座長**

一人2回ぐらい出席していただくということでよいか。

**事務局**

無理のない範囲で協力をお願いします。

**座長**

事務局へ報告して欲しい。次にうつる。今後の予定をお願いします。

**事務局**

今後の予定について読み上げ

**座長**

ここまでのところで、何かあるか

**副座長**

今まで委員からいただいた意見を事務局が適切にとりまとめいただき、条例のかたちができあがってきた。次の懇話会まで時間があるので、事務局に連絡をとってもらいたい。

**事務局**

ありがとうございました。